

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十三） 下山房雄（かながわ総研元理事長）

2014 年 2 月 12 日、神奈川最賃裁判第 13 回の日である。開廷 10 時からの裁判傍聴席 84 に対して傍聴券抽選時に並んだのは厳寒のためか 56 人だった。事後の報告集会出席の原告 9 人、弁護士 5 人を併せた数字に 56 人を足し、それに遅刻早退などを考慮すれば百人弱の人々が、この日の行動一裁判所前の事前宣伝活動 30 分弱、裁判 30 分弱、事後の街頭デモ宣伝 30 分弱、報告集会 1 時間弱一に参加したように思う。

裁判は、原告側の二つの文書（「準備書面(10)」と「立証計画」）提出を裁判長が確認した後、恒例の原告冒頭陳述が行われた。44 歳男性の原告はスーツとネクタイを着けた整った姿で、A4 用紙 3.5 枚の陳述をきちんと読み上げた。その内容は毎回の原告陳述と共通で、ディーセントでない労働と生活の実態、そこで度々打撃を受け挫けながらなお立って生き抜こうとする尽力、そして裁判原告になり法廷陳述を行う積極的意志、これらを聞かされ、私の胸が詰まり、怒りがこみあげる。幾つか引用しておこう。

「困窮していたため、40 度の熱を出して倒れても、アパートで一人寝ているしかできず、布団にくるまりながら、不安と孤独におしつぶされそうになった」「今月いっぱいでもう更新しないから」と言われたのが、その月が終わる 4 日前でした。低賃金で働かされ、使い捨てにされる、人間扱いされていないことを肌身で感じました」「出勤途中の駅で気を失って倒れてしまいました。診断名は『うつ病』でした。・・・思い詰めてしまった私は、絶望して、アパートで大量の酒と睡眠薬を飲んで自殺を図った・・・去年 S 状結腸憩室炎で人口肛門になるかもしれないと医者に言われたときに心から神に祈りました。・・・昨年末にキリスト教会で洗礼を受けました。・・・今はこの信仰が私の心の支えです」

原告陳述に続いて田淵弁護士が、二つの原告提出文書の要約的説明を行った。ここでは私の要約的説明を書いておく。一被告は 2013 年の神奈川最賃引き上げで最賃一生保の

「逆転現象」が解消したと主張するが誤りだ。とりわけ生保支給金額決定の行政の場で行われる「勤労控除」が数値の多寡で問題どころか全く考慮要素の外つまり考慮ゼロになっている。この不合理さを明白に示すために、19 才単身男性が時給 868 円～1400 円、労働時間 173.8 時間（国採用基準）155 時間（原告主張）で働き、生保住宅扶助横浜一般基準 53,700 円特別基準 69,800 円適用をそれに組み合わせた 16 事例について生保支給金額がそれぞれいくらになるかを算出することを求める（＝求釈明）。被告が、「労働者の生計費」のみを考慮すべき最賃一生保比較局面に「賃金支払能力」を持ちこむのみならず、その「支払能力」を重視し「生計費」を軽視する比較技法を選択したのは「二重の誤り」だ。この誤りを正すため、世界の最賃制度に詳しい専門家、憲法 25 条 27 条を統一的に理解すべきことを明らかにする専門家、保障さるべき最低生活費の専門家を証人として、また敵性証人として比較技法において使用者側意見のみを採用した 2008 年中央最賃の会長を申請したい。さらに原告に生じている損害が「経済的損失の範疇を超え、人格権の侵害に直結する取り返しのできない」損害となっていることを原告約 10 名の本人尋問によって立証したい。一

こうした原告の「求釈明」「立証計画」に対する意見を裁判長から問われた被告側は、「求釈明」に対しては回答不要と答え、中賃会長証人も不要と答えた。そこで裁判長がとりなす形で「勤労控除考慮の場合の生保支給金額を原告側が計算し、それに被告側反論が

あれば次回裁判で提出することでどうですか」と言い、原告側が了承してそうする運びとなった。その次回裁判は4月16日水曜午後4時～。傍聴空席無しに思う。

▽赤旗国民運動部 @akahatakokumin ・2月12日 (Twitter) より

「どんな労働者でも保障されるべき生活のレベルがあるはずだ」と、生活できない最低賃金は憲法違反だとして、横浜地裁で時給1000円以上への引き上げを求める最賃裁判の13回目の口頭弁論がありました。原告団や支援者たちがデモ行進しました。

pic.twitter.com/RjibPEkqmk

